

# 老朽危険建物の解体費用を助成

うきは市は、市民の皆さんの安全な生活環境や、まちの良好な景観を維持するために、老朽化して危険性の高い建物を解体する費用を助成します。

空家などが長期にわたって放置され、適正に管理されないまま老朽化すると、瓦や外壁が落下したり、倒壊したりして、近隣の人や通行人に危険が及ぶ恐れがあります。また、防災や防犯、景観、衛生などの面でも、周囲の環境に悪影響を与えます。

市はこうした危険性の高い老朽危険建物の解体にかかる費用の一部を助成します。

## 【対象となる建物】

周辺の住環境に悪影響を与え、放置されている木造または軽量鉄骨造の建築物。住環境建設課の職員が、隣接地に与える影響や破損の程度などについて事前に判定を行い、基準を満たしているものに限り、ただし、既に工事の契約や着工しているものを除きます。

## 【対象者】

建物の所有者または相続関係者  
市内の工事施工者が解体工事を行うもの。

## 【助成金額】

解体費用の2分の1。ただし、50万円を上限

## 【募集件数】

10件程度 先着順

●問合せ 住環境建設課建設管理係 Tel.75-4983



# がけ地近接等危険住宅移転事業

うきは市では平成24年7月及び平成29年7月に発生した九州北部豪雨をはじめとする土砂災害により、大きな人的・物的被害を受けています。

こうした土砂災害から市民の生命、身体及び財産を守るために、がけ地の崩壊等の恐れのある地域にお住まいの方を対象に住宅移転の補助を行います。

## 【対象者】

土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、福岡県建築基準法施行条例第5条により、建築が制限されている範囲内に、福岡県が上記の区域を指定する以前から区域内に建っている住宅に住まわれている方  
※土砂災害特別警戒区域の指定箇所は福岡県砂防課ホームページ (<http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/>) でご確認ください。

## 【助成金額】

既存住宅の撤去費、動産移転費として1戸当たり802千円

新しく市内に住宅を建築または購入するために要する資金を金融機関から借り入れた場合、借入金の利子相当額（建物分3,190千円、土地分960千円を限度）

●問合せ 住環境建設課建設管理係 Tel.75-4983

